



「金融の安定と金融部門の監督—過去 10 年の教訓と今後の対応」

(仮訳)

2007 年 12 月 17 日

三田共用会議所・東京

セッション 2

金融危機以降の金融監督・検査

セッション 2 へのコメント

W・ジェイソン・ジョージ 金融安定研究所／国際決済銀行 (BIS)

シニア金融部門スペシャリスト

I. 導入および背景

本パネルは 4 名のスピーカーからなり、全員が中央銀行または監督当局の上級幹部であるか、あるいはそれを前職とする。4 名のパネリストは、特に日本、韓国、マレーシア、およびフィリピンの視点から監督と検査について説明した。

本コメントでは、4 人のスピーチを簡単にまとめた後、これら 4 ヶ国における監督の共通テーマをいくつか明らかにし、また今後のアジアにおける金融機関および監督当局にとっての新たなリスクと作業分野を特定したい。

II. パネリストの要約

最初のスピーカーは、西村あさひ法律事務所顧問であり前金融庁長官の五味廣文氏であった。同氏は、1990 年代後半に日本の金融制度が抱えた膨大な不良債権を、金融庁がどのように処理し、また同庁がどのように金融制度を再編成したかについて説明した。

日本の金融危機は、1980 年代から 1990 年代初頭にかけて起こった数々の展開によりもたらされた。中でも顕著なのは不動産市場のバブル、成長促進（および不動産投機）のために政府が実施した低金利政策、ならびに円高の進行であった。これが 1990 年代半ばに、バブル崩壊とそれに続く金融機関の不良債権の急増、そして 180 に上る金融機関の破綻（1991 年～2001 年）を招いた。

五味氏は、金融部門の問題への対処、また金融機関の財務強化のために日本の当局が実施したさまざまな措置について述べた。特に、金融再生プログラムの発表、銀行システムへの大規模な資本注入（5 回に分けて実施）、預金保険法の改正、および金融庁の設置について説明があった。金融再生プログラムの目的は、不良債権の削減により、また金融制度強化を狙った構造改革（資産評価基準の引き上げ、ガバナンス強化など）により、日本の金融制度への信頼を回復することであった。



日本の金融危機はかなり長引いたものの、日本の主要金融機関の不良債権は 2002 年 3 月 31 日の 8.4% から 2007 年 9 月 30 日の 1.5% にまで減少した。しかしもっと重要なのは、より広範な金融部門が全般的に、安全かつ健全な状態にまで回復したことである。

韓国金融監督院（FSS）院長補のイ・ジャンユン氏は、危機後の韓国で実施された監督改革と、今後の課題について説明した。同氏によれば、監督改革に関して、危機に至るまでの間に、実効性の低い規制と政治的介入が金融部門の弱体化を助長したと多くの人が信じている。そのような状況の中で、危機への対応として 1998 年 4 月に金融監督委員会（FSC）が、また 1999 年 1 月に FSS が設立された。以前、金融部門の監督責任は 4 つの機関が分担していた。

イ氏は、FSS が直面する重要課題のひとつとして、（いくつかの形態の）独立性を指摘した。規制の独立性に関して言うと、立法は財政経済部（MOFE）に委ねられている。また法律が事細かに規定されるので、規制遂行において FSS による解釈の余地がほとんどない。上級幹部の任命を含め、機関の独立性も欠如しているようである。一方、予算の独立性と、認可と制裁に関する監督の独立性については、大きな懸念はない。

独立性の問題に関連して、イ氏は、MOFE と FSS のコミュニケーションおよび種々の見解が本来の機能を果たしていない例として、最近発生したクレジットカード問題（2002 年～2003 年）を挙げた。このケースでは、MOFE は経済刺激策としてクレジットカードの利用促進を図る意向だったが、FSS は借り主の弁済能力の低下と、クレジットカード会社の財務状態への影響を懸念した。

独立性とは別に、規則策定プロセスの透明性が強化され、執行プロセスの一貫性が向上した。検査の構造とプロセスも、効率最大化のために改善された。

2007 年 10 月、FSS は「先進的な金融監督へのロードマップ（Roadmap for Advanced Financial Supervision）」を発表した。同計画は、FSS が監督アプローチを変更する予定である主要分野を 3 つ示している。第一に、FSS はよりプリンシプルベースの監督アプローチに移行する。第二に、FSS はリスク重視の監督アプローチを一層強化する。第三に、FSS は自身の組織構造とトレーニングを見直して最高水準の専門知識と能力を確保する。

次にスピーチを行った、バンク・ネガラ・マレーシア（BNM）総裁補のノル・シャムシア・ユヌス氏はイ氏と同様、過去数年にわたるマレーシアの監督アプローチの進化について説明した。ユヌス氏の説明によれば、マレーシアでの危機は他のアジア諸国ほど深刻でなかったため、中央銀行は目前のニーズに対応すると同時に、より長期的な安定のための基盤強化に向けて行動することができた。目前のニーズに関しては、不良債権処理のために設立された機関はすでに解散し、健全性の枠組み（コーポレートガバナンスおよびリスク管理を含む）が強化され、金融業界が合併整理された。

金融部門（バンク・ネガラ・マレーシア）および証券部門（マレーシア証券委員会）向けの補完的金融マスタープランが策定され、現在実施中である。このプランの実行には、法律・規制・監督の枠組み強化、能力増強策の重視、および新成長分野の育成が必要である。これらはすべて、より大きな金融統合と金融革新と関連し、またマレーシアにおける市場ベースの金融への依存度上昇と関わりがある。

韓国と同じく、マレーシアの監督アプローチは変わりつつある。以前よりもプリンシプルベースになり、金融機関のリスクを識別、測定、監視、および制御するための金融機関自身の管理に依存し、市場原則への依存度が増し、また健全性に関する規則や政策の策定時における業界との協議が増えた。



ミクロとマクロの両側面からの金融部門の監視におけるフォワード・ルッキングなアプローチも策定され、それは現在監督プロセスの不可欠な部分となった。これに関連して、預金保険スキームの創設を含む危機管理の枠組みが整備された。

最後のパネリストは、フィリピン中央銀行（BSP）のネストル・A・エスペニーヤ・ジュニア副総裁であった。同氏はまず、フィリピンの金融制度のあらましと、過去 8 年における金融制度の実績を説明した。他のアジア諸国の金融制度と同様、フィリピンでは、不良債権が減少する一方で自己資本比率と利益率が上昇した。

2002 年、フィリピン中央銀行は効果的な金融監督のためのコアプリンシプルの遵守状況について IMF による評価を受け、5 つの主要領域についてさらなる強化が必要と判断された。以来、その 5 領域における監督能力向上のための策が施された。具体的にその領域とは、（1）監督官の法的保護、（2）他の規制当局との情報共有およびコミュニケーション、（3）問題金融機関の処理および迅速な是正措置のための枠組み、（4）リスク管理体制に対する適切な基準、ならびに（5）連結ベースでの金融機関監督である。フィリピン中央銀行はほかにも、Basel II、IFRS といった国際基準の採用、コーポレートガバナンスとマネーロンダリング要件の強化など、金融制度強化に向けた対策を講じている。

III. 共通テーマ

以上のパネリストによれば、4 ヶ国すべてにおいてこの 10 年で金融制度が大幅に強化された。同時に監督体制も強化され、これらの改善がこの 10 年の金融制度強化に寄与したと言えるだろう。概して言えば、10 年前と比べ、アジア全体で金融制度が顕著に強固、安全、かつ健全になったと思われる。

パネリストによるプレゼンテーションを広い視点で見れば、4 ヶ国すべてに共通するテーマが 5 つある。1 つ目は、政治的干渉への懸念と、それが当局の監督業務遂行能力に与える影響である。明らかに、これはフィリピン中央銀行とバンク・ネガラ・マレーシアにとって比較的小さな懸念のようであった。これはおそらく、概して中央銀行は監督当局よりも独立性が高いためだろう。

2 つ目の共通テーマは、リスクベースの監督と、規則より原則に基づく監督への移行である。実のところ、この傾向は事実上グローバルであり、少なくともリスクベースの監督はベストプラクティスとされている。このような監督は、金融機関は自らを管理すべきであり、また直面するリスクを識別、管理、監視、制御する能力を有するべきである、との概念を補強する。監督当局の役割は、そのプロセスの充実度を評価することである。

金融部門改革の重点として、金融機関におけるコーポレートガバナンスの強化も挙げられた。

最後に、監督当局の能力と知識を高めるためのトレーニングの必要性は、継続中の課題である。今日の市場では商品と活動の種類がますます複雑化しており、そうした商品や活動に内在するリスクを完全に理解していなければ、監督当局は適切に責務を果たすことができない。